

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成元年7月から同年9月までの期間、同年12月、2年12月から3年11月までの期間を47万円、同年12月を53万円、4年1月から同年9月までの期間を47万円、同年10月から5年5月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から6年5月1日まで

A社とその子会社のB社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録をみると、平成元年6月から3年9月までは41万円、同年10月から5年5月までは44万円、同年6月から6年4月までは53万円とされているが、実際の給与支給額はそれより高額だったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年7月から同年9月までの期間、同年12月、2年12月から5年5月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人の当該期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額から、平成元年7月から同年9月までの期間、同年12月、2年12月から3年11月までの期間を47万円、同年12月を53万円、4年1月から同年9月までの期間を47万円、同年10月から5年5月までの期間を53万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、給与明細書において確認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年1月から同年11月までの期間、5年6月から6年3月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人の当該期間に係る給与支給額又は厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていると認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成元年6月、同年10月、同年11月及び6年4月については、A社は、「平成10年以前の資料は一切無いので、当時の申立人の厚生年金保険料控除の状況については不明である。」と回答しているほか、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山国民年金 事案 212 (事案 150、164 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から43年10月まで

昭和41年8月にA市役所B支所で国民年金の加入手続をして、当月分の国民年金保険料を同支所の窓口で納めた。また、同年9月以降は、毎月、町内会の集金担当者に国民年金保険料を払っていたのに、当該集金担当者に保険料を横領されたため未納とされているとして申立てをしたところ、平成22年4月7日付け及び同年7月14日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。

今回、国民年金保険料の横領に関して、当時のことを知る5人が証言した録音テープを提出するので、再審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和43年11月20日の発行印がある申立人の国民年金手帳に資格取得日が同年11月1日と記載されていること、当該手帳には昭和42年度の国民年金印紙検認記録に検認スタンプが無いこと、及び43年度の印紙検認記録の昭和43年10月の欄に「この月以前不要」の押印が確認でき、申立人が保管している国民年金保険料納付票(昭和46年度から納入カード)には、申立期間において集金人の領収印が無い上、申立人が供述する集金担当者が国民年金保険料を集金していたとする証言は得られないほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月7日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は、申立人の供述する集金担当者が実際に集金を行っていたこと、及び申立期間の国民年金保険料

が横領されたことを証言できる者(3人)の氏名を提示したが、そのうち、申立期間当時に自らの保険料を納付していた証言者(2人)は、いずれも当該集金担当者が保険料を集金していた時期や地区は不明としているほか、「昭和41年8月の申立人の国民年金保険料の納付状況、及び同年9月から43年10月まで申立人の主張する集金担当者が申立人の保険料を横領したかどうかについては知らない。」と証言しており、申立期間に係る保険料の納付をうかがわせる具体的な証言は得られない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月14日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から43年10月までの期間に係る国民年金保険料の横領に関して、当時のことを知る5人が証言したとする録音テープを新たな資料として提出し、再々度の申立てを行っている。

しかし、当該録音テープに証言したとする5人からは、国民年金保険料が横領されたとする申立人の主張内容に関して具体的な供述は得られなかったため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人がA市役所B支所において納付したとする昭和41年8月の国民年金保険料については、今回の申立てに当たり、申立人からは新たな資料等の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成2年3月まで
申立期間当時は大学生で、A県B町（現在は、C市）に両親と一緒に住んでいた。
父親は、私が大学生の時に国民年金保険料を納付したと言っているのに、申立期間の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行ったはずであると主張しているが、申立人については国民年金手帳記号番号の払出しが確認できない上、申立人が当時居住していたC市でも、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できないと回答していることから、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその父親は、加入手続の時期、保険料の納付場所、納付金額及び納付方法等について覚えていないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人の父親から提出された昭和62年から平成2年までの確定申告書（写し）には、1人分又は2人分に相当する国民年金支払保険料が記載されているが、オンライン記録では申立人の両親の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人の国民年金保険料が納付されていれば、3人分（申立人及びその両親）の国民年金支払保険料が記載されたと考えられ、申立期間において申立人の国民年金保険料が納付されていた状況はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

亡母は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月から私の国民年金保険料を納付したと話していたのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、既に死亡しており、申立人の申立期間に係る加入状況や保険料の納付状況等の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 4 月頃に A 市（現在は、B 市）において払い出されており、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その際に資格取得日を同年 4 月 2 日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月1日から20年10月まで
昭和17年4月からA社(18年4月にB社に社名変更)に勤務していたが、在職中の20年7月に召集された。

昭和20年8月に終戦となり、同年10月に兵役を終えて会社に出向いたものの、操業できる状態ではなく、その場で退職を申し入れた。

オンライン記録では、B社の資格喪失日が昭和18年8月1日となっているが、20年10月まで同社に在籍していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C県が保管する兵籍簿(写し)により、申立人は、昭和20年7月13日に召集されていることが確認できる上、申立人がB社の施設前で撮影したとする写真の裏面には、同年7月12日に撮影した旨の記載があり、当該写真に写っている同僚3人は、申立人が召集される時に撮影した写真に間違いのない旨証言していることから、申立人は、同年7月頃まで同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事務担当者の氏名及び連絡先等は明らかでなく、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が明らかとなった当時の同僚(12人)からも、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得られないほか、このうち1人は、「自分も終戦まで同社に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格は昭和19年6月4日で喪失している。」と回答しており、申立人のほかにも、退職時期より前に被保険者資格を喪失した記録状況となっている者がみられる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 24 日から 37 年 12 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 16 日から 42 年 2 月 15 日まで

A社に昭和 34 年 9 月 16 日に入社し、会社が倒産した 45 年 8 月 * 日まで勤務した。

しかし、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者となっていない。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社は既に廃業している上、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 申立期間①について、申立人が名前を挙げた元同僚（3人）及びA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票から連絡先が明らかとなった元同僚（3人）に照会しても、申立人の当該期間における勤務実態を特定する具体的な証言が得られない。

また、前述の元同僚のうち、申立期間①における被保険者記録が確認できる一人は、「A社では、社会保険に加入していない人がいたと思う。」と証言している。

3 申立期間②について、申立人が名前を挙げた元同僚（4人）及びA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票から連絡先が明らかとなった元同僚（4人）に照会しても、申立人の当該期間における勤務実態に係る証言が得られない。

また、前述の元同僚のうち、申立期間②における被保険者記録が確認できる一人は、「A社では、従業員の希望を聞いて、社会保険に加入させていた。」と証言しているところ、申立人が名前を挙げた元同僚の中には、同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できない者がいる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、当時は給与袋ごと義母に渡していたので当該期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたか否か分からない旨供述している。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 26 日から 45 年 3 月 1 日まで
昭和 44 年 7 月 26 日に A 社（現在は、B 社）が設立され、私は、設立当初から同社に勤務していたのに、厚生年金保険の資格取得日が 45 年 3 月 1 日とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿により、A 社は、昭和 44 年 7 月 26 日に設立されていることが確認できる。

また、B 社から提出された社員名簿により、申立人は、A 社に設立当初から勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、申立期間後の昭和 45 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、B 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、当時の事業主は、申立人の資格取得日を昭和 45 年 3 月 1 日として届け出ていることが確認できる。

さらに、A 社の当時の事務担当者は、「会社が設立された後も、しばらくは厚生年金保険の新規適用届を出していなかったと思う。新規適用届を出した後に、保険料率表に基づいて社員の厚生年金保険料を計算したことを覚えている。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から33年3月1日まで
A社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みとなっている。

申立期間前に勤務したB社C事業所の期間については、自分で脱退手当金を請求し、受給した記憶があるが、申立期間の脱退手当金については受給した記憶が無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間について、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金が支給された記録は無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間も合わせて脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金の支給額は、B社C事業所及びA社の期間を対象として計算されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和33年9月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 10 日から同年 6 月 21 日まで
② 昭和 42 年 6 月 24 日から 46 年 6 月 1 日まで

A社及びB社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時居住していたとする住所が記載されており、申立人の記名・押印も確認できるほか、所轄の社会保険事務所（当時）は、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど、適正な裁定手続が行われていることが確認できる。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。